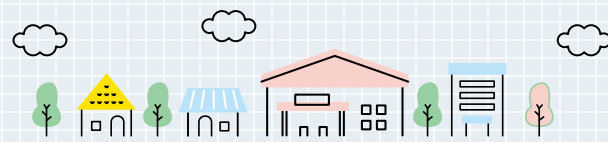


かたの PICK UP



☎ 秘書政策課 ☎ 892-0121

9/1(月)から窓口・電話受付時間が変わります

職員の働き方改革を目的とし、窓口・電話受付時間を変更します。変更後は受付時間の前後15分を業務改善のミーティング等に有効活用し、市民サービスの向上に努めます。詳細は、市HPをご覧ください。



HP

変更前	変更後	受付時間が変更となる主な施設 ▶
9:00～17:30	9:00～17:00	市役所、ゆうゆうセンター、青年の家、消防本部、水道局 における執務室、星田会館市民サービスコーナー等

※各施設の貸部屋、図書館、いきいきランド交野、星田西体育館、星の里いわふね、小中学校、認定こども園等は対象外
※市役所については、受付時間以外は施錠されるため入館できません。

後期高齢者医療制度のお知らせ



☎ 医療保険課 ☎ 892-0121

資格確認書を送付します

被保険者証に代わる資格確認書(桃色)が7月下旬までに順次届きます。現在お持ちの被保険者証(有効期限:7/31(木))(薄緑色)は破棄、または医療保険課まで返却してください。

- ▶ R7.4/3付けの国からの通知により、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付する期間が延長され、R8.7/31までは自動的に交付されます。
- ▶ マイナ保険証をお持ちの方は引き続きマイナ保険証で受診可能です。

自己負担割合の判定

医療機関での自己負担割合を、当該年度(4～7月の負担割合は前年度)の住民税が課税される所得額により判定を行います。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度証)

被保険証の新規発行終了に併せて、減額証および限度証の新規発行についても終了しました。減額証または限度証を持っていた方には、資格確認書の「限度額区分」欄に、自動的に限度区分が記載されています。詳細は、資格確認書に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」をご覧ください。

保険料の決定

7月中旬に、R7年度保険料の「保険料額決定通知書」および「納入通知書」(一体型通知書)を送ります。納付方法は、①特別徴収(年金天引き)と②普通徴収(納付書・口座振替)(特別徴収にならない方が対象)の2通りとなります。なお、②のうち、納付書払いの方のみ、スマホアプリ決済が可能です。(詳細については、納付書に同封のリーフレットをご確認ください。)

保険料の減免等について

災害や事業不振等の理由により保険料の全部または一部を納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に減額または免除される場合があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

- ▶ 資格確認書、保険料等に関すること＝資格管理課 ☎ 06-4790-2028
- ▶ 高額療養費、健康診査、医療費通知等に関すること＝給付課 ☎ 06-4790-2031
- ▶ 予算、広報、広域連合議会に関すること＝総務企画課 ☎ 06-4790-2029

☎ 危機管理室 ☎ 892-0121

ランドリートラックのクラウドファンディングを実施

災害時の衛生環境の維持向上には、清潔な衣服が不可欠です。停電や断水で洗濯機が使えない中、清潔な衣服を確保するためランドリートラックを導入します。皆さまのご支援をお願いします。

目標金額 900万円 募集期間 7/1(木)～9/30(木)
詳細や申し込みは、右の二次元コードから「ふるさとチョイス」をご覧ください。



イメージ図



申込

給食費の物価高騰対策 クラウドファンディングにご協力ください

近年の物価上昇により、食材費の高騰が続き、これまでと同じ水準の学校給食の提供が難しくなっています。市は今後も物価高騰による保護者負担を求めず、子どもたちにおいしい給食を届けるため、給食費支援のためのクラウドファンディングを実施します。皆さまのご支援をお願いします。

目標金額 500万円 募集期間 7/31(木)まで
詳細や申し込みは、右の二次元コードから「ふるさとチョイス」をご覧ください。



申込

☎ 学校給食センター ☎ 891-0098

定額減税補足給付金(不足額給付)について

☎ 臨時特別給付金推進室 ☎ 0120-093-192

R6年度に実施した定額減税補足給付金(当初調整給付)の支給額に、不足が生じた方等に対して不足分を追加で給付するものです。

対象

▶ 定額減税しきれず不足額が生じた方(不足額給付Ⅰ)

- 調整給付金の対象でなかった方や、R6年度に支給した調整給付金に不足が生じる方
- ※合計所得金額が1,805万円を超える方を除く。
- ※定額減税前のR6年度個人住民税所得割額とR6年分所得税額の両方が0円(非課税)であった方は対象外。
- ※必ずしもR6年分源泉徴収票に記載されている控除外額が給付されるわけではありません。

▶ 定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方(不足額給付Ⅱ)

- 〈①～③の要件のすべてを満たす方〉
- ① R6年分所得税及びR6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の方(本人として定額減税の対象外)
- ② 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方または、合計所得金額48万円超の方(扶養親族としても定額減税の対象外)
- ③ 低所得世帯向け給付金※対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
- ※ R5年度非課税世帯給付金(7万円)、R5年度均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、R6年度新たに非課税・均等割のみ課税となる世帯給付金(10万円)のいずれか。

手続き 7月末以降、対象者に順次送付する確認書等でご確認ください。

- ※ R7.1/2以降に交野市に転入された方は、原則として前にお住まいの市町村から給付されます。
- ※ R6.1/2～R7.1/1までに交野市に転入された、不足額給付の対象となる方は、別途申請が必要です。(8月以降に受付開始予定)